

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2024年6月(2024.5.21~2024.6.17)

法令情報

1. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 <政令第196号>(2024.5.29公布、2024.6.1施行他)

農薬等に使用されるフルペンチオフェノックスが劇物に指定されました。その他シクロピラニルが劇物から除外、ダイアジノンの劇物からの除外濃度に変更されました。物質の正式名称は下記参考をご確認下さい。

当該物質を取り扱う事業者は法に基づく取り扱い・表示等が必要です。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230349&Mode=1>

2-1. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第3章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令<農林水産・経済産業省令第2号>(2024.6.3公布、2025.4.1施行)

-2. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則及び木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令 <農林水産・経済産業・国土交通省令第3号>(同上)

-3. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針の一部を変更する件

<農林水産・経済産業・国土交通省告示第2号>(同上)

2023.5.8公布の改正法の施行に向けた関連法令の制改正です。改正法において新たに木材関連事業者が木材等の譲受け等をする際に、合法性の確認等が義務付けされたことに伴い、合法性の確認の方法や記録の作成・保存方法等が規定されました(-1)。また、木材関連事業の定義並びに木材等(家具、紙等の物品)の範囲や木材等を利用する事業の見直しが行われました(-2)。施行は2025.4.1です。

同法(第2条)に規定される木材関連事業者に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=550003889&Mode=1>

<参考>林野庁ホームページ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

3. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

<法律第41号>(2024.5.29公布、1年6ヵ月以内施行他)

この法律は、資源の循環を行ううえで製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すため制定されました。廃棄物処分業者(廃掃法に基づく業者)の判断の基準となるべき事項の策定や、先進的な再資源化事業等の高度化の取組みを促進するため、環境大臣による認定制度を創設等します。

廃棄物処分事業者等に適用できます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02916.html

4-1. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

<厚生労働省令第95号>(2024.6.3公布、2024.10.1施行)

-2. 安全衛生特別教育規程の一部を改正する件 <厚生労働省告示第213号>(同上)

労働法に基づく、対地電圧が50ボルトを超える低圧*の蓄電池を内蔵する自動車整備業務に係る特別教育の実施について、低圧を超える蓄電池を内蔵する自動車が登場し普及することが想定されることから、特別教育内容を当該蓄電池内蔵自動車の整備にも拡大する改正が行われました。

*直流750ボルト以下、交流600ボルト以下

当該業務を有する事業者に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495230467&Mode=1>

一般情報

1. 2022 年度における家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について (2024. 5. 31 環境省)

製造業者等が全国の指定引取場所において引き取った廃家電 4 品目は、1,500 万台(前年度比▲26 万)と 2 年連続減少しました。また、全国の市区町村が回収した不法投棄廃家電 4 品目の台数は、4 万台(同▲4 千)とこちらも減少しました。品目ごとでは、エアコンが 2.0%、ブラウン管式テレビが 25.4%、液晶・プラズマ式テレビが 35.8%、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 22.0%、電気洗濯機・衣類乾燥機が 14.9% でした。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03245.html

2. 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS) の

温室効果ガス任意算定・公表機能リリースについて (2024. 6. 3 環境省)

環境省・経済産業省・国土交通省は、題記電子報告システムにおいて、新機能として温対法に基づく報告義務の対象外の事業者であっても EEGS 上で温室効果ガスを任意で算定・公表を可能とする、温室効果ガス任意算定・公表機能をリリースしました。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110542_00006.html

3. 蛍光ランプ交換に関する安全啓発リーフレットについて (2024. 6. 10 消防庁)

2023 年 10 月に開催された COP5 (水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議)において、2027 年 12 月末までにすべての一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入を禁止することが決定され、日本国内においても同様の対応が取られます。これに伴い、代替品として LED ランプが利用できますが、既設の照明器具との組み合わせが不適切である場合、発煙、発火及びランプの落下等の重大事故につながるおそれがあるため、リーフレットを用いた注意喚起を行っています。

<参考>消防省ホームページ https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240610_yobo.pdf

4. 公共建築物における ZEB(Net Zero Energy Building)事例集をとりまとめ

～公共建築物の ZEB 先行事例における ZEB 達成のポイントを掲載～ (2024. 6. 12 国交省)

日本は「2050 年カーボンニュートラル」の実現を宣言し、2030 年目標として温室効果ガスを 2013 年 度比で 46%削減することを目指しています。建築物に関しては、2030 年に『新築される建築物については ZEB 基準の水準』の確保を目指すとしています。今般、公共建築物において ZEB を実現した 5 事例が事例集としてまとめられ公開されました。

<参考>国交省ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen07_hh_000020.html

公募情報

1. 2024 年度低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の公募開始について (2024. 6. 10 国交省)

トラック輸送における CO2 排出削減を目的に、中小トラック運送業者のトラックをトップクラスの燃費レベルに誘導するため、新車の低炭素型ディーゼルトラックの導入において車両導入経費の一部(10 ～75 万円)を補助します。公募期限は 2025. 1. 31 です。

<参考>国交省ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000297.html

以上